

**《感染症法上の結核定期健康診断の実施と
保健所への報告が義務付けられている施設》**

施設種別	学校 (小・中・高等学校・高等専門学校・短期大学・4年制大学・専門学校等)	社会福祉施設※	病院及び診療所 (歯科を含む) 助産所 介護老人保健施設
実施者	学校長	施設長	事業主
対象者 および 検査実施時期・回数	○学生：入学時1回 (高校生以上のみ。小中学生は対象外。) ○職員：毎年度1回 (小中学校含む)	○入所者：毎年度1回 (65歳以上が対象) ○職員：毎年度1回	○職員：毎年度1回
報告書の提出	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分・学生分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分・入所者分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。	練馬区指定の結核健康診断報告書に職員分をご記入のうえ、郵送またはFAX、オンライン(Logoフォーム)による提出をお願い致します。

※社会福祉施設とは第一種社会福祉施設のうち、生活保護法に基づく施設、老人福祉法に基づく養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設が対象。

○注意事項

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施した分をご報告ください。報告の締め切りは令和8年4月3日です。
- (2) 同年度内において既に健診されている方で、この報告のために再度健診をする必要はありません。また、他の健康診断や個人健診の結果で代用可能です。
- (3) 健診は法律上の規定です。未実施の場合は健診の実施をお願いします。
- (4) 今回の健診は、数字のみの報告です。詳しい結果は必要ありません。
※ホームページ添付の「結核健康診断報告書」をご確認ください。
- (5) 従業員の範囲はパート・臨時職員も含めています。